平成２３年（フ）第５９８６号
大阪府池田市渋谷１丁目14番19号
債務者　髙木　　猛
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１８２号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―1006号
債務者　吉田　末子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　和之
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２８号
松江市大庭町19番地　長者原マンション101
債務者　新田　靖則
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　三朗
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３５５号
函館市東山３丁目６番５号
債務者　柴田　春樹
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０７１号
大阪市城東区東中浜９丁目６番22号　ランドレディ深江橋304号
債務者　森田　　聡
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１８５号
大阪府枚方市星丘１丁目18番５号
債務者　竹村　幸恵
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６７号
大阪市淀川区西三国３丁目17番１号
債務者　松本　廣行
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６０１号
大阪市大正区三軒家東２丁目４番20号　レガーレ大正３Ｂ
債務者　赤波江健一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１８号
大阪府吹田市泉町２丁目13番11号
債務者　渡邊　英樹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７７号
大阪府豊中市服部西町２丁目５番12号
債務者　長野　利治
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８６０号
大阪府高槻市天川新町17番８号
債務者　加藤　由美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９８０号
大阪府門真市千石西町２番12―401号
債務者　中村　謙一
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２３４号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目９番24号
債務者　正林　義子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９１号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目16番１号　グランドゥール小林1002号
債務者　時岡　恭子（旧姓酒井・本田）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３１７号
大阪市平野区加美西２丁目７番１―704号
債務者　山口　博樹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９９号
大阪市淀川区十八条１丁目９番40号　東三国コーポ１－Ｂ号、前住所大阪府豊中市千成町１丁目５番11号
債務者　岡部　　健
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０７号
大阪府守口市梶町１丁目20番１―513号
債務者　藤井真弥重
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４５６号
大阪府大東市寺川１丁目11番1101号
債務者　杉尾　信男
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部